

令和 7 年 2 月 26 日

見附市議会議長 様

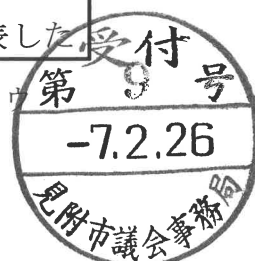
見附市議会議員 徳永 英明

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)	
【 1 】 農家経営体の持続について	
答弁を求める者	市長
1 最近の米事情は、コメ不足による価格高騰で高止まりとなり、その解消策として、国は今まで頑なに拒んできた政府備蓄米の放出に踏み切る新制度が発表されました。従来は著しい不作に限っていたが「円滑な流通に支障が生じる」場合にも放出出来ると見直しました。市場に流通すべきコメが故意の価格操作により滞っていると判断されたものです。またコメを集荷する最大の業者である JA 系統の集荷率も 50%を年々下回っている現状を踏まえて、必要量を確保する為に米の収穫期前の 8 月に生産者へ仮渡し金の提示を行っていましたが、今年度の 25 年産米では春に前倒して集荷率の向上を図り、民間集荷業者に対抗する見込みが発表されました。 一時的に、米価が上がっても今後一気に下落する可能性は否めません。営農する生産者としてはコストに見合った価格の安定を願うばかりです。 さて、安定経営に着眼点を置くならば、集落営農組織作りが挙げられますが私の住む地域周辺では、活発な動きは残念ながら見えていません。 見えているのは「お世話になった地元でもうひと頑張りしよう」とお考えの高齢者の年代層で体力的に自信のある方が、営農をリタイヤされる方の耕作地を受託され、規模拡大を図られているくらいです。 また、受託された方も数年のうちに体力的限界や不慮の病気や怪我により止む無くリタイヤされ、他の方に依頼されますが、育苗施設や乾燥調製施設等に余裕がなく断念されるケースをよく耳にすることがあります。 そのため、集落内での引継ぎが出来ず、止む無く他の地域からの入り作者にお願いして、今まで集積してきた農地が分散するケースが見受けられます。 国の指導により、今後の農業を守るため、地域農業の将来の在り方を表した	

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウエ



計画「地域計画」、次世代に引き継いでいく農地利用を表した地図「目標地図」の作成を全国の市町村が令和 7 年 3 月末までに策定することが法律で決まり、昨年の 7 月から 12 月にかけて、市内 6 地域で聞き取り調査が開催されました。現状を把握して取りまとめて頂いてから、国の施策方針が示されるまで、10 年位は掛かるのではないかと心配しています。

この間で恐れている事態は、後継者不足による受け切れない耕作地の荒廃が発生するのではないかと懸念します。個人所有の農地だけでなく国有地としての農道、用排水路敷の管理も人手不足により今後ままならないのではないのでしょうか。それにより野生鳥獣の住みかとなる可能性が生じてきます。これらを防ぐには現状の農業経営体を出来る限り延命し、改善策を構築する事が必要であると考えます。そこで今年度末には 5 億円に到達する事が期待されるふるさと納税が浮かび上がります。返礼品の 95%以上がコメであり、年末には返礼品の米が不足し、急遽市内の農家に協力を呼び掛けた結果、予想以上の集荷が出来ました。市として農家が協力要請に応じている事や市街地を守るための刈谷田川上流の遊水池や下流部で毎年実施されている田んぼダムへの協力は、評価すべき点であると思われます。

ふるさと納税が毎年今年度の目標額で推移してほしいものですが、まだまだ不確定な事や納税者からのお金の使い道の指定があつたりもしますが、今後の経緯を見守り時期を見計らい、ふるさと納税の一部を組織育成や担い手確保・育成、就農希望者の定着、鳥獣対策等の農業振興に充てるべきと思います。

農業分野だけでなく市内全ての商工業分野でも要望される案件ではありますが、上記で述べた事項を評価して頂き、現状の農業経営体を維持し、今後新しい共同経営体を育成することが最重要課題であると考えます。

昨年 6 月に国が定めた「食料供給困難事態対策法」では、コメや乳製品、肉類など対象 12 品目の国内供給量が 2 割以上減少し、価格高騰が発生した場合、政府が農家へ増産計画を提出するよう指示すると示されていますが、このままでは耕地は在るが作り手がなくなる事が予測されます。

これらを踏まえ以下質問いたします。

- (1) 直近のふるさと納税額と返礼品（ベスト 3）の品目と割合を伺います。
- (2) 営農者の平均年齢は 70 歳、今後 5～10 年間で後継者不足の影響が顕著になって行くと思われます。市当局の受け止めを伺います。
- (3) 国が進める地域農業の将来の在り方を表す「地域計画」に市として期待する事は何か伺います。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

- (4) 今までと異なる水稻栽培が県内でも実証され、従来のコメの育苗、田植えが不要になる新農法が取入れられ、規模拡大の可能性が高まりますが、市は相談を受けた場合どの新農法を推奨されるか、伺います。
- (5) 過去 10 年間の市内畜産、酪農、養鶏農家戸数の推移及びその傾向を分かる範囲で伺います。
- (6) 令和 7 年度予算案において、新たに鳥獣被害対策費が計上されたことに対して評価いたします。市内で発生している鳥獣被害の主な地域、被害の実情及び今後の鳥獣被害の動向予測について市の考えを伺います。
- (7) 令和 6 年 12 月定例会の一般質問において同僚議員から提案のあった「見附ブランド米」の確立について進展がありましたら、伺います。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)	
【2】 消防活動における問題点について	
答弁を求める者	市長
1 消防関係者の皆様は、日々市民の安心安全・生命財産を守る仕事にご尽力頂き、この場をお借りして感謝申し上げます。 今回の質問では、国の運転免許取得改正(資料1)に伴い、消防団員全員が配備済み緊急車両を運転できるかについて伺います。 市内の消防団活動において、国が定める道路交通法の改正が行われ、平成19年6月1日までの免許区分は「普通免許」と「大型免許」の2種類、平成19年6月2日～平成29年3月11日の免許区分は中型免許が導入され、「普通免許」、「中型免許」、「大型免許」の3種類、平成29年3月12日以降の免許区分は準中型免許が導入され、「普通免許」、「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」の4種類に改定されています。改定される毎に免許条件が見直され、車両総重量、最大積載量、乗車定員、取得する受験資格が見直しされました。 普通免許を例に取れば、平成19年6月1日までに取得された方は、車両総重量8t未満、最大積載量5t未満まで運転可能でしたが、平成29年3月12日以降の普通免許では、車両総重量3.5t未満、最大積載量2t未満までとなっています。この改定により市内8分団に配備されている緊急車両について、全団員が運転出来るか否かについて確認させていただきます。 また関連となりますが、消防本部及び今町出張所には、特殊大型車両が揃っていますが、運転するには大型免許の取得が必須となります。大型免許を出来る限りの職員から取得して頂きたいものですが、取得費用として少なくとも40万円以上の経費が掛かると聞いています。職員の大型免許の取得状況についても質問いたします。 (1) 消防団に配備されている緊急車両のうち、すべての団員が運転できない車両は何台あるか伺います。 (2) ある場合、運転できない理由について伺います。 (3) 消防本部職員の大型免許取得状況と取得する際の補助について伺います。	

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

運転免許制度の変遷（概要）

●平成 19 年以前は、トラックは「普通・大型」の 2 種類。

区分	普通免許	大型免許	
自動車の種類	普通車	大型自動車	(政令大型特に大きな車両)
車両総重量	8 トン未満	8 トン以上 11 トン未満	11 トン以上
最大積載量	5 トン未満	5 トン以上 6.5 トン未満	6.5 トン以上
受験資格	18 歳以上	20 歳以上、経験 2 年以上	21 歳以上、経験 3 年以上

【中型免許導入の背景】

当時の交通死亡事故の第 1 当事者別発生状況によると、その 90%以上が貨物自動車で占めていた。死亡事故件数を車両別にみると、普通免許の上限に近い層（車両総重量 5～8 トン）と大型自動車の特に車両総重量 11 トン以上において高い傾向にある。

この層の死亡事故は、左折・追突事故など、内輪差や制動距離等に関する技能・知識の不足に起因する事故類型が多い。これまでの制度は、車両総重量 8 トンを基準として普通自動車と大型自動車を分け、これに対応して普通免許及び大型免許を設けていた。

また、車両総重量 11 トン以上の大型自動車は大型免許を受けても 21 歳以上で運転経験年数 3 年以上である者でなければ運転することができないこととされているが、改めて技能・知識を確認することとはされていなかった。このため、貨物自動車の大型化に対処し、運転者の技能・知識の不足による貨物自動車の事故を抑止するため新たに車両区分が設けられた。

●道路交通法の改正(平成 19 年 6 月 2 日)

「中型免許」導入 大型・中型・普通の 3 種類になった。（平成 19 年 6 月 2 日～平成 29 年 3 月 11 日）

区分	普通免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通車	中型自動車	大型自動車
車両総重量	5 トン未満	5 トン以上 11 トン未満	11 トン以上
最大積載量	3 トン未満	3 トン以上 6.5 トン未満	6.5 トン以上
受験資格	18 歳以上	20 歳以上、経験 2 年以上	21 歳以上、経験 3 年以上

注）異なる自動車の種類に係る区分の基準に同時に該当する場合は、より大型の自動車の種類に属する自動車とされる。例えば、車両総重量 12 トン、最大積載量 6 トンは、この場合「大型自動車」に分類される。

●準中型免許の導入（平成 29 年 3 月 12 日）

道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日より「準中型免許」が投入され、4 種類になった。

区分	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
自動車の種類	普通車		中型自動車	大型自動車
車両総重量	3.5 トン未満	3.5 トン以上 7.5 トン未満	7.5 トン以上 11 トン未満	11 トン以上
最大積載量	2 トン未満	2 トン以上 4.5 トン未満	4.5 トン以上 6.5 トン未満	6.5 トン以上
受験資格	18 歳以上	18 歳以上	20 歳以上、経験 2 年以上	21 歳以上、経験 3 年以上

※ドライバー不足を解消するため、準中型免許が新設。18 歳で積載量 2 トン以上の中型トラックの運転が可能。

●大型免許及び中型免許の受験資格見直し（令和 4 年 5 月 13 日）

区分	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
受験資格	18 歳以上	18 歳以上	特例教習修了、19 歳以上、普通免許等保有 1 年以上	

※「特例教習」36 時限以上